

全道消防職員意見発表大会



4月22日、札幌で行われた第37回全道消防職員意見発表大会に道東地区代表として標茶消防署の谷大輝消防士が出演しました。

惜しくも入賞とはなりませんでしたが、「二次救命の連鎖」というテーマで力強い発表をして会場を沸かせました。

標茶小学校旧校舎を使用した消防総合訓練を実施します



標茶小学校旧校舎の解体に伴い、東日本大震災のような大規模災害に対応すべく実際の建物を活用して高所からの救出などを想定した訓練を下記の日程で実施しますので、みなさんのご観覧をお待ちしています。

■日 時／6月5日(日)、午前10時～11時30分

■訓練場所／標茶小学校旧校舎

消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ
<http://www.sip.or.jp/~sfsma/welcome.html>

住宅用火災警報器の設置期限が終了! 早めの設置をお願いします!!

5月31日で既存住宅の住宅用火災警報器の設置期限が切れてしまいました。義務化となっていますので早めの設置をお願いします。



また、まだ設置していない方やステッカーなどについて詳しく知りたい方は、標茶消防署のホームページをご覧になるか電話で受け付けていますのでお気軽に相談してください。

大切な命、財産を守るために早期設置を心掛けましょう!

危険物取扱者試験のお知らせ

■試験日／8月21日(日)

■場 所／釧路市ほか6市

■種 類／甲種・乙全種・丙種

■書面申請受付期間／7月5日(火)～13日(水)

■電子申請受付期間／7月2日(土)～10日(日)

■問い合わせ／標茶消防署

※インターネットで「電子申請」も可能です。

(財)消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo.shiken.or.jp>)

釧路北部消防本部 課長補佐	総務係長	係員	主任	主査	警防係長	主幹	補佐	警防管理課長	主査	救急救助係長	係員	主任	主査	予防広報係長	主幹	予防救急課長	次長	署長					
(4月1日現在)	田中善志	工藤康浩	加藤悦久	常陸拓也	谷島幸輝	矢野直幸	佐藤幸弘	高田利貢	鈴木善和	越田徳則	鎌田将人	小野寺稔	田中俊明	佐藤公亮	守屋亮太	佐々木けん	小野橋行	高橋勝仁	前嶋義明	嶽井憲昭	菅井憲昭	矢野慶治	飯田徹

標茶消防署 組織図のお知らせ

標茶消防署の組織図をお知らせします。

ア このコーナーでは、**ア**ンシン、**ア**カルイ、**ア**ットホーム、**ア**ットとした情報などみなさんの**ア**をお届けします。

JUNCO & CHEEP

北海道180市町村公演標茶町公演が行われました

3月6日、音楽を通して町の人々に元気を持ってもらいまちづくりに貢献しようと、北海道を回っている音楽集団「JUNCO&CHEEP」の公演が開発センターで開催されました。

近隣町村で行われた公演に感動した磯分内在住の婦山千恵子さんが自ら実行委員会を組織し、教育委員会の支援を受け、公演が行われました。

当日は標茶町女性のつどいとタイアップし、300名を超える聴衆が、JUNCOさんの歌とCHEEPさんのサクソにバイオリンやチェロを交えた演奏に魅了されていました。

思いやりの大切さが織り込まれた歌に涙する方も多く見受けられ、オリジナル曲「君の椅子」では、磯分内の児童とその保護者がステージ上で熱唱し、拍手喝采を受けていました。

聴衆の中には高齢の方も多かったのですが、公演終了後、会場を立ち去る人々の口からは、初めて聞いたけどとっても良かったという称賛の声がたくさん聞こえていました。

実行委員会では、より多くの人に楽しんでもらおうとやすらぎ園の慰問を「JUNCO&CHEEP」に申し入れたところ、快く引き受けていただき、公演前日にはJUNCOさんによるやすらぎ園公演が行われました。高齢の方にとっては聞きなれないジャンルの曲にも楽しそうに耳を傾けながら、「上を向いて歩こう」が歌われると手拍子や体でリズムを取りながら口ずさむ光景も見られました。JUNCOさんにとっては初体験だったようですが、入所者に接して「私のほうが元気をもらいました」と話していました。



実行委員のみなさんと「JUNCO&CHEEP」



熱唱する磯分内の児童とその父兄



やすらぎ園での公演



「JUNCO&CHEEP」の公演

社会教育団体認定申請を 受け付けています

教育委員会では、平成23年度の社会教育関係団体の認定申請を受け付けています。

■認定の要件

- ① 社会教育に関する事業を主な目的としている団体
- ② 団体意志を決定・執行し、代表する機構または機関が確立されていることが明確な規約などがあること
- ③ 経理、監査など会計機構があること
- ④ 団体活動の本拠としての事務所があること
- ⑤ 団体の会員が原則として5名以上で構成されていること

※構成員が5名に満たなくても社会教育に関する事業を主に行い、その成果が十分期待できる団体は左記に問い合わせください。

■認定団体に対する優遇措置

- ① 大会、研修会などに参加する場合の車両借上げ料の補助など
 - ② 有料体育施設の専用使用料の50%減額
 - ③ 開発センター使用料の減免（入場料收受の場合を除く）
 - ④ 公民館使用料の免除（入場料收受の場合を除く）
 - ⑤ コンベンションホール使用料の免除（入場料收受の場合を除く）
- 受付期限／6月30日(木)
- 受付場所／団体が使用している公民館または農業者トレーニングセンター
- 問い合わせ／教育委員会社会教育課社会教育係
(0468)512111内線288